

【翻刻】

『前編真素民農鏡』・『後編真素民農鏡』 翻刻と注釈（一）

伊與田 麻里江

本稿は、寛政四年（一七九二）に刊行された黄表紙『前編真素民農鏡』（三卷三冊）・『後編真素民農鏡』（二卷二冊）の翻刻、および注釈を試みるものである。

紙幅の關係上、今回は『前編真素民農鏡』一丁～十丁を扱う。まず、東京都立中央図書館加賀文庫所蔵本（函5419）をもとに書誌情報を記す。

- ・書型 中本（縦一七・六糎・横一一・八糎）。五卷五冊（合一冊）
- ・表紙 茶、型押し（後表紙）
- ・外題 「天神七代記 上三巻」〔後題簽、表紙に貼付、墨書き〕、「前編真素民農鏡」（原題簽、見返しに貼付）・「後編真素民農鏡」（原題簽、裏見返しに貼付）
- ・柱刻 「天神七代記 上三巻」〔下十・上十五、中十六～下二十五〕。*冒頭二丁分丁付けなし
- ・作者／画師 信夫疏彦（二十五丁裏）／不明
- ・序者 武光散人（二丁裏）

・板元 秩父屋（原題簽）
・刊記・広告 なし

黄表紙とは、草双紙（絵入り小説）の一種で、安永四年（一七七五）刊『金々先生栄花夢』（恋川春町）を嚆矢とする文芸ジャンルである。当時の知識人たる武士作家によって創作された知識人を読者対象とするジャンルで、教養を前提とした「戯謔」性や「可笑味」がその特徴とされる（『日本古典文学大辞典』「黄表紙」の項〔水野稔執筆〕、小学館、一九八四）。しかし、天明七年（一七八七）から始まった寛政改革によって、黄表紙は質的な変化を余儀なくされた。改革下で発令された出版規制等を受けて、作者、書肆ともに「より広く多数の購買者を獲得できる優良な商品」を目指すようになり（鈴木俊幸『江戸の読書熱』平凡社、二〇〇七）、一般庶民の親しめる平易さに加え、改革の方針に迎合し、勸善懲悪や教訓を押し出した作品が徐々に増加する（大屋多詠子

「勸善懲惡」『江戸文学』三四、二〇〇六・六)。そして、内容の変化に伴って次第に長編化した黄表紙は、文化四年(一八〇七)頃を堺に合巻と呼ばれるジャンルへと移行する。『真素民農鏡』が創作・刊行されたのは、まさに黄表紙が合巻へと移り変わろうとする時期であった。

『真素民農鏡』の特色は、何よりその注釈書的内容にある。本書は『日本書紀』卷之一「神代上」にもとづいて、主に、天地開闢から天照大神、素戔嗚の代までの事跡を述べるものである。しかし、単なるダイジェストではなく、その解釈も提示している。周知の通り、『日本書紀』の神代巻は神道において重視され、その注釈は神道の展開と密接に関係している。本作も神道史の一端に連なる内容を持つ。このような作品は、「戯謔」性や「可笑味」を特色とする改革前の黄表紙においても、平易で庶民的な改革後の黄表紙においても珍しい。にもかかわらず本作は、文化元々二年(一八〇四〜五)頃に『日本天神七代記』(五卷五冊)と解題、再板された上(棚橋正博『黄表紙総覧』中編、青裳堂書店、一九八九)、十返舎一九による統編『日本地神五代記』(五卷五冊、文化元年刊)も創作された。一見、黄表紙らしからぬ作品の需要が見込まれていたところに、過渡期の黄表紙のありようがうかがえる。

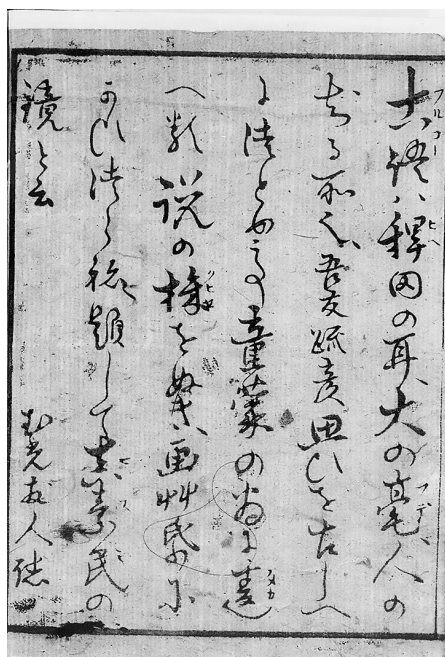
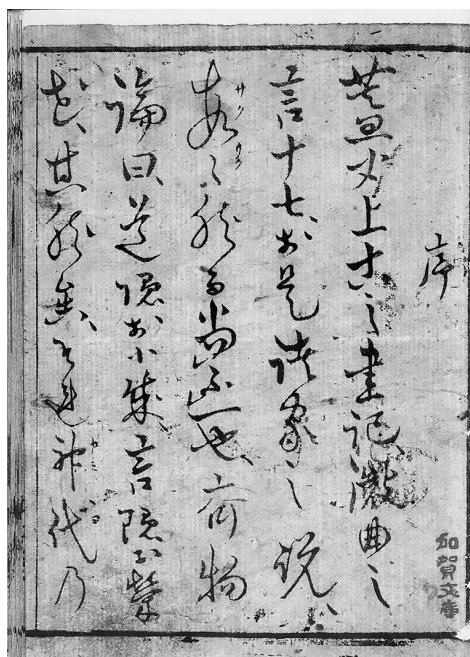
本書の作者信夫疏彦は、儒者の信夫顯祖と推定されている(高木好次「黄表紙に於ける謡曲と狂言と

に就いて」『江戸文化』四一、一九三〇・二)。本書は儒教によって神代を捉え直そうとする儒家神道の系譜にあり、儒者である顯祖が創作した可能性は十分考え得る。儒者が黄表紙を手掛ける事例が稀少なことに加え、学問と俗文芸が交差する一点を示しているという意味でも興味深い作品である。

【凡例】

- ・都立中央図書館加賀文庫所蔵本(函5419)を底本とする。
- ・基本的に、仮名遣い、濁点、踊り字、旧字、異体字などは原文のままとする。誤記も正さずそのままとし、(ママ)と注記した。
- ・ただし、読みやすさに配慮して適宜句読点を挿入し、平仮名を漢字に改めた。原文の仮名はルビのかたちで示した。
- ・原文のふりがなは()でくくって示した。
- ・紙幅の関係上、『日本書紀』は『書紀』と略称する。なお、本稿で言及する『書紀』本文は、特に断らない限り、すべて卷之一「神代上」のものである。

【二丁表】 【二丁裏】



蓋聞上古の書紀、激曲の言十七、於是諸家の説数々。

然る尚不^レ一也。齊物論曰、道隱於小成、言隱於榮花、其然矣。それ神代の古語は稗田の耳、大の毫、人の知る所也。吾友疏彦、思ひを古しへにつとめて童蒙の為に違へる説の楔をぬき、画舛紙にかひつらね、題して真素民の鏡と云。武光散人誌

〔注〕

・激曲の言十七：「激」は「澄」と同字。「激曲」は、文章の抑揚のことを指すと推測される。十七が具体的に何を指すかについては不明。

・齊物論曰：『莊子』「齊物論第二」の一節を指す。

道は小成（小さく固まる）に覆われ、言葉は榮華（派手さ）に覆われる、つまり、重要なことは見えにくいということ（『老子・莊子』上、明治書院、一九六六）。

・稗田：稗田阿礼（生没年不明）のこと。天武天皇の勅命によって『古事記』を誦習した人物。

・大：太安麻侶（七七二）のこと。元明天皇の勅命によって『古事記』を選録した人物。

・真素民の鏡：『書紀』第五段一書第一で、伊弉諾が大日靈尊（天照大神）と月弓尊（月読尊）を生み出したときに持っていた鏡（白銅鏡）。

・武光散人：未詳。山崎麓氏は、信夫疏彦と同人とするが（『日本小説作家人名辞書』『日本小説年表附総目録』国民図書、一九二九）、棚橋正博氏はこれを否定する（『黄表紙総覧』中編*前掲）。

【二丁表】



一代 国常立尊
 （クニトコタチノミコト）
 天地ひらけて其間に生る、物を名つけて命と云。わが国その上、中化の気男女と化し、相交て子を生み、更に気化をとむ。鳥獣虫魚も理また外なし。生育日々にして万民となり、穴居野処して肉食毛衣す。君臣上下の礼義なし。そのさま鳥獸に近し。其中に清心は上君となり、濁る心は下臣民となる。かがゆへに天なりて地さだまると云。神聖其中にいます神とはすなはち上なり。国常立尊、はじめて衆萌の中より立て万民に上として五倫の道を教へ、肉食を減して草木に替へたるゆへ、木徳を以て常食の御名あり。天ノ御中主太神とも申奉る。しかると

きは君臣両祖、国初大元の神君、伊勢皇太神これなり。

〔注〕

・天地ひらけて：『書紀』第一段正文の冒頭「古天地未レ剖、陰陽不レ分、混沌如三鶏子」以下を踏まえ、天地未分の「混沌」状態から天地開闢までを説く。

・中化の気男女と化し：『列子』「天瑞第一」の「清輕ナル者ハ上ナリ為レ天ト。濁重ナル者ハ下テ為レ地ト。冲和ノ氣アル者ハ為レ人ト。故ニ天地含レ精ヲ萬物化生ス」を踏まえるか。この文章は、天地開闢および三才（天人地人）の開始を説いたもので、伊勢神道の教説をまとめた『類聚神祇本源』（元応二年（二二二〇）序）にも引用されている。

・気化：山崎闇斎『神代卷風葉集』（成立年不明。以下『風葉集』）に、「我神道四焉。造化気化身化心化」とあり、「気化」は「有体」（形があること）だと言う。儒教の「氣」に基づく考え。

・君臣上下の礼儀なし：天地未分の「混沌」状態を、君臣の別がなく、人が鳥獸と変わらない状態とし、後に天地開闢とともに君臣が成立したことを（後述）へとつなげる。

・其中に清心は上君となり、濁る心は下臣民となる：『書紀』第一段正文「其清陽者薄靡テ而為レ天ト。重濁者淹滯テ而為レ地」を踏まえる。これは天地が分かれたことを述べる文章だが、本書では、天を

「上君」、地を「下臣民」と置き換え、君臣の別が生まれたと解釈する。天地開闢と君臣関係の創始を関連付ける言説には、まず、『書紀』第二十四卷「皇極天皇紀」四年六月「天地開闢 君臣始有」があり、諸注釈でも言及される。神道においては、君臣上下の秩序が天地開闢から定まっていることが他国（特に中国）にない日本の特別性だと主張される。

・天なりて地さだまる：『書紀』第一段正文「天先成而、地後定」を踏まえる。

・神とはすなはち上なり：「神」と「上」を同義とする解釈は複数の注釈書に見られるが、本書は、新井白石『古史通』（正徳六年（一七一六）成）に準ずる。『古史通』は「神とは人也。我國の俗凡

其尊ぶ所の人を稱して加美といふ。古今の語同じ。是尊尚の義と聞えたり。今字を假用ふるに至て神とするし上とするす等の別は出来り」（巻之二）と、「神」は「上」と同義で、人を尊尚する称」と解し、「神話をすべて人間社会のできごとととみる」（『日本古典文学大辞典』「古史通」の項（尾藤正英執筆）、小学館、一九八四）。同じく本書が神を人（古代の天子）と捉えていることは、国常立を「衆萌の中より立て」（後述）とするところからわかる。

・国常立尊：『書紀』第一段正文で、天地が分かれてはじめて生まれた神。天神七代の一代目。本書

では「衆萌の中」から「立」った「上」、つまり、古代の天子・国主と捉えている。

・五倫の道：五倫は、儒教における基本的な人間関係（父子・君臣・長幼・夫婦・朋友）のこと。国常立がこの道を万民に教えたとする本書の解説

は、国常立を「五倫道德の本源」と捉える吉川惟足の解釈と近似性がある（平重道『吉川神道の基礎的研究』吉川弘文館、一九六六）。また、儒教道德と神代の神とを結びつけるところから、本書が儒家神道の系譜にあることが推定できる。

・肉食を減じて草木に替へたる：未詳。国常立を木徳の神とする解釈（後述）に由来するか。

・木徳を以て：天神七代の神を五行（水・火・木・金・土）に配当する説は、中世の吉田神道などに見られ、惟足や闇斎など近世の神道家にも継承される。ただし、惟足や闇斎は、国常立を「五行全体之神霊」（闇斎『神書考説』成立年不明）として別格とし、天神二代から六代までの五代に五行をあてはめる。

・常食の御名あり。天ノ御中主太神とも申奉：常食（豊食・豊受）は、伊勢外宮の祭神豊受皇太神のこと。また、天御中主は『古事記』において「天地初発之時」に生まれたとされる神。中世の伊勢神道において、国常立尊、豊受、天御中主の三神は同体異名の神と見做され（高橋美由紀『伊勢神道の成立と展開』ぺりかん社、二〇一〇）、この

認識は近世に入っても継承される。

君臣の両祖：「君臣の両祖」という表現は、『風葉集』「常宮太子ノ国常立尊ヲ帝王ノ祖トシ、天御中主尊ヲ君臣ノ両祖トス」に見られる。ただし、闇齋は、「国常立を「帝王ノ祖」として天御中主と区別するが、本書は、両神を同体とする立場から、国常立を「君臣両祖」と見做す。

伊勢皇太神：三重県伊勢市にある伊勢神宮の祭神という意味。

〈挿絵〉混沌から初めて生まれた神、国常立の姿を描く。この挿絵は本書の影響下にあると推定される『神拂図會』（国立国会図書館所蔵〈辰よ2〉）でも参照されている。

【二丁裏・三丁表】



二代 国狭槌尊

(ウニサツチノミコト)

天下の別持を正し、氏族をわけ各居をうつして其黨を屯す。親族相奸事を停。故に国別持の御名あり。其徳篤厚なり。片倉大明神これ也。

三代 豊国主尊

大道を万民に教へ、にぎはし給ふの御名なり。其徳廣大なり。由留技大明神是也。古しへは人神教を守り、天地に法、五常の道おのづから備る故に、神道神国といふ。此三代君立て臣なし。故に男をなすと云。天下いまだ耕作火食を知らず、山野海川の生物を取、食す。是をあざりと云。人皆山に戸ざす故に、山戸国と云。ついに日本の惣名とす。七代今の大和に都す。夫を高天の原と云。此段を三才開始とも天地開闢とも云。民質直にして欲なし。故に外国より君子国といふ。民に上たる君を神と云事は徳によれども、山川鬼神の主たるものは民なり。その上たるは君なり。故にさして神といふ。禹王百神を會すといふ類なり。

〈注〉

・国狭槌尊：『書紀』第一段正文で、国常立尊の次に現れた神。天神七代の二代目。『書紀』では名前のみ記され、詳細はほとんど説明されない。諸注釈では、『書紀』で具体的な説明がなされない神について、その名から神功を考察する。本書でも、「国」を「狭」めるといふ神号から「氏族をわけ居をうつして（居住地を氏族ごとに配分する）」という解釈を導き出したものと考えられる。

・国別持：未詳。

・片倉大明神：東京都八王子市日吉にある片倉住吉神社の祭神という意味か。ただし、片倉住吉神社は住吉三神を祀る神社で、国狭槌を祀るのは同じ日吉にある「日吉八王子社」（秋里籬島『絵本年代記』享和二年（一八〇四）刊）である。

・豊国主尊：『書紀』第一段正文で国狭槌尊の次に現れた「豊斟淳尊」の別名。同段一書第一に記載される。天神七代の三代目。国狭槌と同じく、『書紀』ではその詳細が説明されないため、本書では「国」を「豊」にするという神号から「にぎはしたまう」という功を導き出したものと思われる。

・由留技大明神：田登仙『本朝年代記』（貞享元年（一六八四）刊）で、豊斟淳尊を「相模国ユルキノ明神」の祭神とするのと同じ。現在地不明。

・神道神国：卜部懐賢『釈日本紀』（鎌倉時代中期成立）以来、『書紀』の注釈書では、日本の国号について考証するが、そのなかで「神道」「神国」は日本国のあり方を肯定的に捉えた言説とともに提示されている。例えば谷川士清『日本書紀通証』（宝暦一二年（一七六二）刊、以下『通証』）では、「聖子神孫」が「継継承承」と国を治めるといふ日本のあり様（万世一系）が「神道」だとする。また、北畠親房『神皇正統記』（延元四年（一三三九）成）は「大日本は神国なり」として、やはり、万世一系という日本の体制を日本が「神国」

である所以とする。本書の場合は、儒教道徳である「五常の道」が備わっているところに日本の特別性を見る。

・ 是三代君立て、臣なし。故に男をなすと云。…『書紀』第一段正文「凡三神矣。乾道独化。所以成此純男^{ナニシテコトクニシテノカガヒ}」を踏まえ、国常立、国狭槌、豊国主の三神を「君」のみで現れた神と解釈し、四代目以降の「男女^{オトコメ}耦生之神^{カミ}」（『書紀』第二段一書第一）と区別する。『通証』では、『書紀』で「独化」とする「乾道」を「君道」と解釈しており、本書の解釈に近い。ただし、本書では「乾道」については言及せず、「男」を「君」と捉える。

・ 天下いまだ耕作火食を知らず…「火食」に関する記述は『書紀』にはないが、加賀美忠告『神代卷白藪伝』には（寛保四年（一七四四）刊、以下「白藪伝」）「豊斟淳ノ世^ニ方^テ水土漸^ク涸^ク。而^{レドモ}未^ダ知^ラ火食^ヲ。」と、本書に近い解釈がある。ただし、「白藪伝」では「此神出^テ而初^テ火食^ス」と、豊斟淳の時代に火食が始まったとする。

・ 山戸国…日本の国号の一つ「ヤマト」の語源として「山戸」説を提示する。この説は、早く『積日本紀』に言及されるが、『積日本紀』で「山戸」説と並記される「山跡」説、「山止」説について、本書は割愛する。

・ 七代今の大和に都す。夫を高天の原と云。…本書【十二丁裏・十三丁表】で、天照大神が大和国宇

多郡に都を移したことを指す。「高天の原」は、『書紀』第五段一書第六で、伊弉諾が天照に治めるよう「勅任」（任官）した地。「高天原」については様々な解釈がなされるが、本書では「都」とする。

・ 君子国…一条兼良『日本書紀纂疏』（康正年間（一四五五）一四五七）成。以下『纂疏』に、日本の国号の一つとしてあげられる。『纂疏』では、三善清行の言として、范央が日本を「君子国」と称したことを紹介する。

・ 民に上たる君を神と云事…「神」を民の中から立った有徳の為政者（「上」とする本書の説を改めて提示した文章。

・ 山川鬼神の主たるものは民なり…林羅山『神道伝授』（正保元年（一六四四）成）「一民は神の主也」を踏まえた表現か。『神道伝授』では、「人有てこそ神をあがむれ、若し人無くば誰か神を崇むる、然ば民を治は神を敬ふ本也」とする。

・ 禹王百神に會す…禹は中国の古代王朝・夏の始祖。治水の神として日本でも信仰された。ここでは、天子である禹王が神として崇められたことを、為政者が神と称された事例として提示したか。〈挿絵〉山に住む民（左）と豊国主（右）を描くか。

【三丁裏・四丁表】



四代 溼土煮尊 (ウシチニ) 沙土煮尊 (スチチニ)

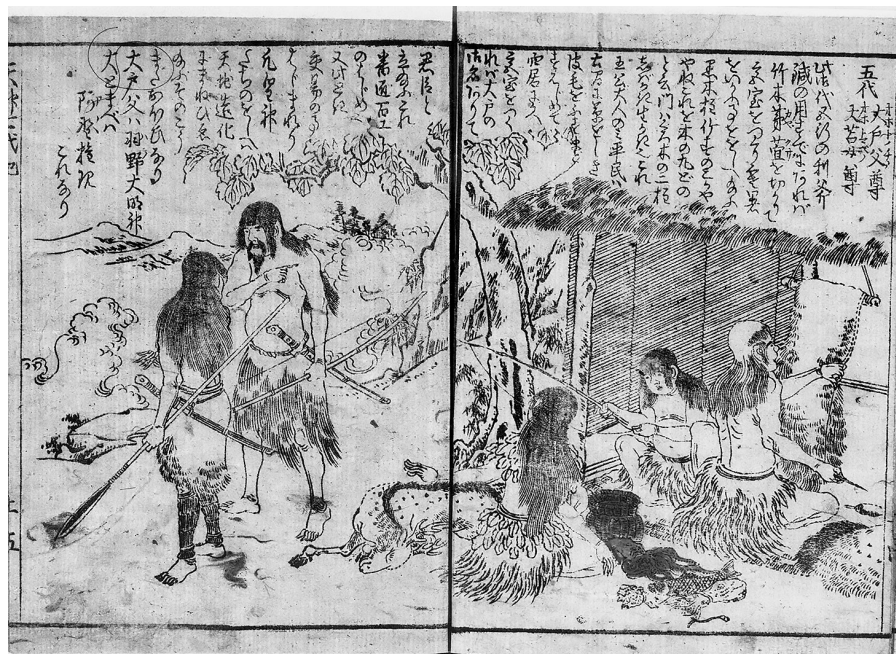
角織ノ尊活織ノ尊とも申て、此御代火徳をもて君臣と並び立、土を取て竈ならびに器物を作り、木石を取て火をきり、塩をやき、火食を教ゆ。故にひちの御名有。木竹を焼き、錐、弓矢、槍を作り、鳥獸を狩る。土石草木水火金の利を得て、鳥獸の爪牙角に倣ひ、身の備へのために斧鉞戈戟劔太刀を作給ふ。藤柄故、黒葛多纏と云。民皆これを帯ぶ。世々の名作他に越へたり。よて、角織、活織の御名有。太刀は断ち切るの名、劔は突き切るの名。此四代にあたる君は五行の利を始めて物を制し給へば、鍛冶工の始めなり。矢の根、槍の穂もついに鉄にて作り。溼土は月読の宮の相殿、沙土は伊弉波権現これなり。

〔注〕

- ・ 溼土煮尊・沙土煮尊：『書紀』第二段正文で豊斟淳（豊国主）の次に現れた対の神。天神七世の四代目。
- ・ 角織ノ尊・活織ノ尊：『書紀』第三段一書第一で、溼土煮、沙土煮の次の生まれた神。本書では、溼土煮、沙土煮の異名とする。
- ・ 火徳をもて：「溼土煮」「沙土煮」の神号から「火徳」の神としたか。
- ・ 君臣とならび立：『書紀』では、溼土煮・沙土煮から伊弉諾・伊弉冉までの四代の神を「男女耦生之神」（第二段一書第一）、「成此男女」（第三段正文）とする。「男女耦生」について、『新日本紀』

- では「男女共相耦生也」とし、『神皇正統記』では「陽神対陰神而生故曰耦生」とするなど、男女(陽陰)神がともに現れることと捉えており、こうした解釈は、近世の神道家にも引き継がれる。しかし、本書は、男^ノ君、女^ノ臣と捉え直すところに独自性がある。なお、ここで言う「君」「臣」は、為政者と民のことではなく、天下を協力して治める二神に上下があることを言う。後述するように、本書では、二人で天下を治めた大己貴と少名彦の二神の関係と同一視される。
- ・土を取て竈ならびに器物をつくり：国狭槌、豊国主と同じく、神号からその功を考察する。本書では、溼土煮を、溼(泥)土を煮る(焼く)と捉え、竈や焼き物を作ったとされる。
 - ・木石を取て火をきり塩を焼き火食を教ゆ：前文に続いて、神名を踏まえて二神の功を述べる。二神が民に火や、塩焼を教えたとする本書の言説は、『古史通』卷之一「此二柱の神、かゝる號おはしませし事、たとへば燧人氏の鑽^ネ木、取^テ火し事のごとく、夙沙^{シユクサ}氏の煮^ト海^{ウミ}為^ラ塩^シ事のごとく、物を開き務を成して其民を利せられし事などありしによりけんも知るべからず」と同じ。
 - ・木竹を焼き、錐、弓、矢、槍を作り、鳥獸を得る
 …やはり神号からの発想。
 - ・鳥獸の爪牙此角にならひ、身の備へのために斧鉞
 戈戟劍太・刀を作給ふ：本書で溼土煮・沙土煮の別名とされる角織・活織の神号からの連想。
 - ・黒葛多纏：『書紀』卷之五「崇神天皇紀」に登場する「出雲武(飯入根)」が所持する刀。
 - ・月読の宮の相殿：伊勢神宮にある月読宮のこと。
 - ・『本朝年代記』では溼土煮を「伊勢月読ノ明神」の祭神とする。
 - ・伊雑波権現：三重県鳥羽市にある伊射波神社のことか。『本朝年代記』では沙土煮を「志摩井沢権現」の祭神とする。
- 〔挿絵〕民(左)に火食を教える溼土煮と沙土煮(右)。

〔四丁裏・五丁表〕



五代 大戸父尊 / 大苦女尊

此御代五行の利斧鉞の用すでにあれば、竹木茅萱を切刈りて、宮室を作り、寒暑をいかふ事を教へ給ふ。黒木柱竹簀子茅屋根、これを木の丸殿と云。門は黒木の三柱、芝垣生垣也。これ王公大人のみ。平民は土間に草を敷き、皮毛を襖とす。初めて穴居に替へ宮室を作れば、大戸の御名ありて、君臣と立給ふ。これ番匠百工の始め也。又此時交易の事始まれり。凡皇神たちの教へは天地造化に学び得給ふ。その功また大ひなり。大戸父は羽野大明神、大苦女は阿野権現これなり。

〔注〕

・大戸父尊・大苦女尊：『書紀』第二段正文で渥土煮・沙土煮の次に現れた対の神。大戸父は「大戸之道」と表記される。天神七代の五代目。
 ・宮室を作り：神号からの考察。『纂疏』では、「大戸尊称也。戸ハ家也。二十五家ヲ戸ト曰。道ハ路也」として、家を作った功、道路を作った功があるとし、『古史通』でも引用される。ただし、『纂疏』では、「苦ハ茅ヲ編也。草屋ヲ覆フ也。言ハ屋宅有テ苦ヲ以テ蓋イ覆フテ風雨ヲ庇フノミ。上古之民、巢住穴居シテ未ダ宮室有ラズ」と、風雨を防ぐ家は作ってもそれは「宮室」ではないとする。
 ・君臣と立給ふ：渥土煮・沙土煮と同じく、本書では「男女耦生」を君臣の並立と捉える。
 ・交易の事始まれり：大戸父（大戸之道）に路を



〔五丁裏〕

作つた功があることから派生した解釈か。
 ・その功また大ひなり：『古史通』に「大とはその神功を大也とするの稱なるべし」とあるのと同じ。
 ・羽野大明神：福井県南条郡にある羽太神社のこと。『本朝年代記』では大戸之道を「越前羽大明神」の祭神とする。
 ・阿野権現：『本朝年代記』で、大苦女を「伊豆国阿野権現」の祭神とするのと同じ。現在地不明。
 〈挿絵〉宮室を作つて暮らす民(右)と、涅土煮・沙土煮の代に作られた弓、槍を持つ大戸父・大苦女。

六代 面足尊 惶根尊
 此御代、藤葛麻栲を取て、衣裳を作る事を教へ給ひ、寒暑を避けしむ。鳥獸の羽毛尾角を見て衣冠裳帯を製、これ迄は草をもて肩腰にまとひしを上衣下裳となれり。藤衣葛袴これなり。衣食住三ツの宝たりて威儀よく艸木の用をのべ給ふは六代の君の功也。これを服工の始めとす。面足は多度大明神、惶根は中原大明神これなり。
 ・面足尊・惶根尊：『書紀』第二段正文で、大戸之道・大苦女の次に生まれた対の神。天神七代の六代目。
 ・衣裳を作る事を教へ給ひ：神号からの考察であるうと思われるが、具体的にどのような解釈したかは不明。
 ・衣食住三ツの宝たりて：本書では、四代目の涅土煮・沙土煮が「食」、五代目の大戸之道・大苦女が「住」、そして六代目の面足・惶根が「衣」を民に教えたとし、天神六代までの間に人間らしい生活の基盤が整つたとする。
 ・多度大明神：三重県桑名市にある多度大社のこと。『本朝年代記』では面足を「伊勢田戸明神」の祭神とする。
 ・中原大明神：『本朝年代記』で、惶根を「越後国中原大明神」の祭神とするのと同じ。現在地不明。
 〈挿絵〉衣をまとう面足・惶根。

【六丁表】



七代 伊弉諾尊 伊弉冉尊
 八州開基の君也。伊弉諾は国常立五世裔にて、御父は沫蕩尊と申。四代目よりこゝ迄を四代八神といふ。一代よりは迄を神世七代と云。後に天神七代と云。此四代は、君臣と立並ふ故に男女を成すといへり。一代を二神つゝ、立給ふ事、此末大己貴、少名彦名、心を合せ治め給ふに同しく、君臣二柱夫婦兄弟のことに親しみ深かりしゆへなり。神名は万物を誘ひ給ふ君臣といふの畧言なり。すなはち天神なり。

〔注〕
 ・伊弉諾・伊弉冉：『書紀』第二段正文で面足・惶根の次に生まれた対の神。天神七代の七代目。『書

紀』第五段では、両神の〈国生み〉、〈神生み〉、伊弉冉の死、伊弉諾の黄泉探訪と逃亡、天照大神、月読尊、素戔嗚の誕生などが記され、本書もそれをなぞる。

・国常立五世裔にて：『書紀』第二段一書第二「国常立尊生天鏡尊。天鏡尊生天萬尊。天万尊生沫蕩尊。沫蕩尊生伊弉諾尊」を踏まえる。沫蕩尊：『書紀』第二段一書第二（前掲）で伊弉諾を「生」んだ神。

・神世七代：『書紀』第三段正文「自国常立尊。迄。伊弉諾尊。伊弉冉尊。是謂二神世七代一者矣」を踏まえる。

・後に天神七代と云：中世、伊勢神道において「神世七代」を「天神七代」と呼称した。この呼称は近世に至つても継承されている。

・此四代は、君臣と立並ふ故に男女を成すといへり：『書紀』第三段正文「凡八神矣。乾坤之道相参而化。所以成此男女」を踏まえた文章。天神四代から七代までの八神は、一代二神ずつ現れ、「成此男女」。諸注釈書では、この「男女」を男（陽）神・女（陰）神と捉えるが、前述の通り、本書では男Ⅱ君、女Ⅱ臣と解釈するため「君臣と立並ふ」とする。

・大己貴主・少名彦：大己貴は、『書紀』第八段一書第二で、素戔嗚と稲田姫の間に生まれた「兄」の「六世孫」とされる神。同段一書第六で、少名

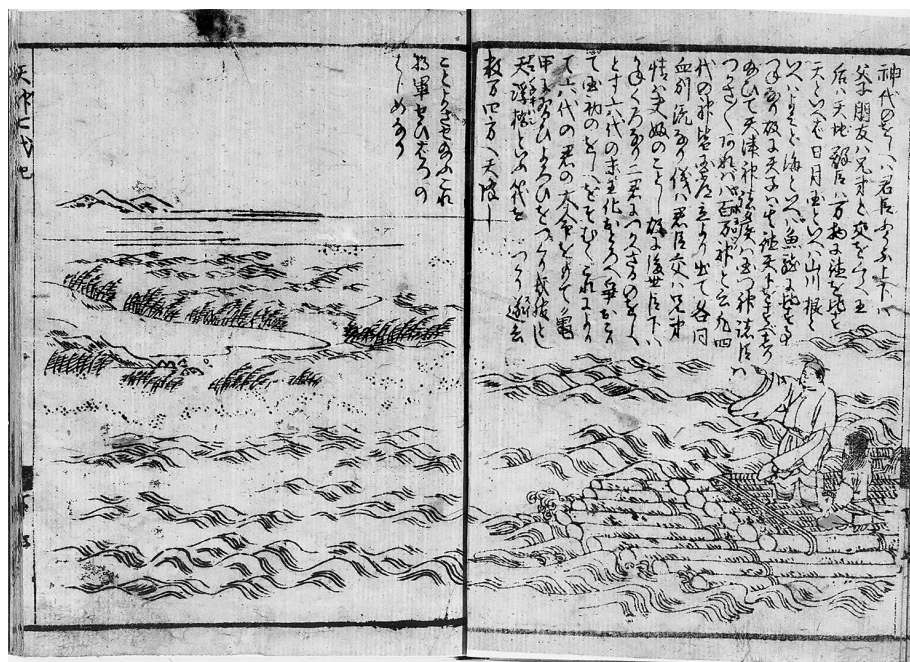
彦と「戮^{アハセ}力^{ヒトツニシテ}」一「心^ヲ」、^{ツク}「経^ニ營^ル天下^ヲ」^ル。後に二神は(義)兄弟となる。本書では、天神四代から七代までの対の神を、この二神のような関係性だと解している。

君臣二柱夫婦兄弟のごとく親しみ深かりしゆへなり…すでに述べたように、『書紀』では天神四代から七代の神を「男女耦生」、「此成男女」とし、特に伊弉諾・伊弉冉について「為^{ナル}夫婦^ト」とするが、本書では男女を君臣と捉え、君臣が夫婦のように、(または大己貴・少名彦兄弟のように)仲睦まじいことを比喩的に表現したものと説明する。神名は万物を誘ひ給ふ君臣といふの略言なり…伊弉諾・伊弉冉の神号「イザナ」を「誘う」と捉える解釈は『風葉集』等にも見られる。ただし、『風葉集』では「イザナ」に続く「ギ」「ミ」をそれぞれ男(陽)、女(陰)の意とするが、本書では君臣の意だとする。

すなはち天神なり…天神は「天津神」のこと。本書では、伊弉諾・伊弉冉のように天下を治めるために協力する君臣を「天津神」と捉える。

〔挿絵〕船に乗る伊弉諾・伊弉冉を描く。この船は「天浮橋」で、二神は大八州を征討する(後述)。

【六丁裏・七丁表】



神代の教へは、君臣夫婦、上下は父子、朋友は兄弟

と交を比へ、王后は天地、諸臣は万物に徳を比す。天といへば日月、国といへば山川、根といへば泉戸、海といへば魚龍に比す事常なり。故に天子は其徳天下を統べ知り給ひて天津神、諸侯は国津神、諸臣は司々あれば八百万神と云。凡四代の神、皆国常立より出て各同血別流なり。儀は君臣、交は兄弟、情は夫婦の如し。故に後世臣下は鉄漿黒なり。二君に仕へざるの教へとす。六代の末、王化衰へ争起りて国初の教へを背く。これによりて六代の君の天命をもて亀甲に習ひ、鎧を作り衣服とし、天浮橋といふ筏を作り、遂兵数万、四方へ天渡し、事任させ給ふ。これ將軍征伐の始めなり。

〔注〕

・ 神代の教へは、君臣夫婦、上下は父子、朋友は兄弟と交を比べ：【六丁表】に引き続き、本書では君臣關係と捉える渥土煮・沙土煮から伊弉諾・伊弉冉までの四代八神が、『書紀』で「男女」、「夫婦」と表現されることについて、その關係性が「夫婦」になぞらえられたためと説明する。

・ 王后は天地、諸臣は万物に徳を比す：『惟足抄』「帝王ノ徳ヲ比シテ天上下云」を踏まえるか。「王」は男、本書でいう「君」、「后」は女、本書で言う「臣」のことと考えられる。

・ 天子は其徳天下を統べ知り給ひて天津神：前述のように、本書では天子（為政者）を「天津神」（天神）とする。

・ 諸侯は国津神：本書では国津神を、天津神（天子）に対して諸侯（侯）と解釈する。諸侯は、「天子から封土を受け、その封土内の人民を支配していた人」（『日本国語大辞典』小学館、二〇〇一）。諸臣は司々あれば八百万神と云：「諸臣」は「多くのいろいろな臣下」、「司々」は「多くの役所」または「役人」のこと（『日本国語大辞典』）。本書では八百万神を天子、諸侯に仕える臣下（役人）と捉える。

・ 後世臣下は鉄漿黒なり。二君に仕へざるの教へとす：鉄漿黒はお齒黒のこと。新井白蛾『牛馬問』（宝暦六年（一七五六）刊）には「日本にて女の齒を染る事は必ず婚禮定りての事也。黒色は変ざる故に夫婦の間もかはるましとの義也。上代には女のみ不限、武人も齒を黒色にす。忠臣二君に仕へずと云心也」とある。お齒黒の慣習を踏まえて、女臣とする本書の解釈が補強されている。

・ 六代の末王化衰へ：『書紀』第四段一書第一では、「天神」が「豊葦原千五百秋瑞穂之地」を「脩」べしと、伊弉諾・伊弉冉に「天瓊矛」を「賜」う。本書では「天神」を面足・惶根（天神六代目）と解釈し、その「大命」を受けた伊弉諾・伊弉冉が争乱に対処したとする。

・ 天浮橋といふ筏をつくり：『書紀』第四段正文「伊弉諾尊伊弉冉尊。立於天浮橋之上。」を踏まえる。「天浮橋」は基本的に「橋」と解釈されるが、

これを「筏」(船)とする解釈には、本書の他、『古史通』「ここに天浮橋といひしは連^{ツラ}海^{ツル}之^{ツル}船^{ツル}艦^{ツル}をいふなるべし」や、『白菟伝』「浮橋は舟を謂ふ也」があり、本書はこれらを参照したと考えられる。

事任せ：『書記』では「勅任^{アトヨザシ}」と表記する。『通証』で「勅任」を「除官」と解説するように、任官することを言う。

將軍征伐のはじめなり：伊弉諾・伊弉冉が兵を率いて天浮橋(筏)に乗り、島々を平定したという本書の解釈(「七丁裏・八丁表」)に拠り、天神の命を受けて島々を征討する二神の行動を「將軍征伐」と見做す。二神を「將軍」に例える言説としては、「天神」が二神に「天瓊矛」を賜ったことを「譬バ猶將軍ニ命ジテ節刀ヲ賜、以符信ト為ゴトシ」とする『纂疏』の注釈もある。

〔挿絵〕 船に乗り、「征伐」に向かう伊弉諾・伊弉冉。

〔七丁裏・八丁表〕



二神天浮橋に立て、底に国あるべしとて、まづ礮馭慮

嶋に上り給ふに一嶋皆服す。此嶋今に淡路嶋の西北にあり。此嶋を天の御柱と定め、八尋の木の丸殿を作り、ともに住みて論し給は、我と汝は天地也。夫婦の如く心を合せて国土万物を生みあげて、民をおこし、父母とならんとて、士卒を左右二手にわけ、四方の嶋を巡行し、従ふは懐け、背くは討ち、ことごとく平げて、一時に此磯駈盧嶋に舍同給ふ。時に二神言拳曰、へアナニヤシウマシエヲトメニアヒヌへアナニヤシウマシエヲトコニアヒヌ 此言葉は互いに功を褒め、また天下を治るは男女和合の情もて上下相喜ふに例へたるなり。天浮橋は天潢とも天船ともいふ。

〈注〉

- ・二神天浮橋に立て、底に国あるべしとて：『書紀』第四段正文「伊弉諾尊伊弉冉尊。立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟」を踏まえる。
- ・磯駈盧嶋：『書紀』第四段正文で、伊弉諾・伊弉冉が海に挿した「天瓊矛」の先から滴った「潮」から生まれた嶋。
- ・淡路島の西北にあり：河村彦根『書紀集解』（天明五年序、以下『集解』）には「今見在淡路島西南隅小島是也」とあり本書と異なる。
- ・此嶋を天の御柱と定め：『書紀』第四段一書第一で、「二神降居彼嶋。一化八尋之殿。又化豎天柱」を踏まえる。
- ・八尋の木の丸殿：前掲『書紀』第四段一書第一

（前掲）で、二神が作った「八尋之殿」のこと。

- ・夫婦の如く心を合せて：『書紀』第四段正文では、伊弉諾・伊弉冉の二神が「遵合為夫婦」とことで、八州を生む（国生み）が描かれる。「遵合」は、例えば『惟足抄』で「夫婦交合」と解釈されるように、多く、「人間的な交合」（『日本書紀』小学館、一九九四）と解釈されるが、本書では伊弉諾・伊弉冉を男女神と捉えないため、君臣である二神が、夫婦のような情をもって臨むことと解釈する。『古史通』も「美斗能麻具波比は舊事記日本紀共に或は遵合ともしるし或は共為二夫婦一ともしるして男女交會之義とせられし心得られず」と「交合」説を否定する（ただし、『古史通』では伊弉諾・伊弉冉を男女神と捉えている）。
- ・国土万物を生みあげて：『書紀』第四段正文で伊弉諾・伊弉冉の二神が「産生洲国」したことを踏まえる。ただし、本書では「生む」を「選挙の曲言」（十一丁裏・十二丁表）とし、出産とは捉えない。

・士卒を左右二手にわけ、四方の嶋々を巡行し：『書紀』第四段正文「及至産時先以淡路洲」以下、伊弉諾・伊弉冉が八州を「産生」する描写を踏まえる。本書の解釈は、『古史通』が「遵合」の意味を、「これは二柱の神、相約し給ふに、をのくわかちひきるませし御軍をかしこに行あひて一つにせんとたまひし事」、「男神はみづから

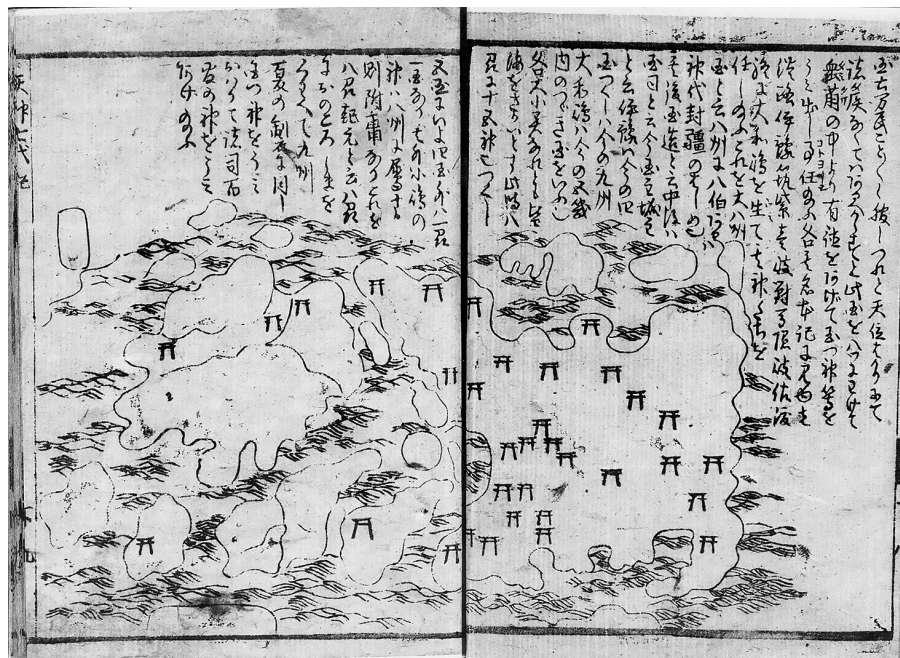
左軍に將とし女神は右軍に將たらしめて此島を行廻りて其軍を合せて進み戦はむと約し給ひしに」とするのを参照したもの。

・アナニヤシウマシエヲトメニアヒヌ・アナニヤシウマシエヲトコニアヒヌ：『書紀』第四段正文で「遵合」しようとする伊弉諾・伊弉冉が互いに呼ぶかけ合う言葉「憲哉遇二司美少女二焉」、
 「憲哉遇二司美少男二焉」を踏まえる。本書は、伊弉諾・伊弉冉を君臣と、「遵合」を二神による征伐と捉えるため、この言葉も「男女和合」に「例へ」て互いの軍功を褒め合う言葉と捉え直している。

・天潢・天船：天潢は「天の川」のこと（『日本国語大辞典』）。アマノイワクスブネは、『書紀』第五段正文で、伊弉諾・伊弉冉が蛭児を乗せて流した船。

〈挿絵〉話し合う伊弉諾と伊弉冉。二神がいるのは、「八尋の木の丸殿」か。

【八丁裏・九丁表】



国土万民ことくく服しつれと天位はかりにて諸侯

なくてはあるへからすと、此国を八ツにわけて衆萌の中より有徳をあげて国津神等を生み出し、事任給ふ。各是名本紀に見ゆは、淡路、伊豫、筑紫、壹岐、対馬、隠岐、佐渡嶋に大和嶋を生て其神たちを任し給ふ。これを大八州国と云。八州に八伯あるは神代封疆の始め也。其後国造と云、中頃は国司と云。今国主城主と云。伊豫は今の四国、筑紫は今の九州、大和嶋は今の五畿内の続き国をいふ也。各大小異なるとも、皆海を境とす。此嶋八州に十五神也。筑紫五国に、伊豫四国、外は一州一國なり。其外小嶋の神は八州に属す。則附庸なり。これを八州起元と云。八州に礮馭盧嶋を加へて九州。夏の製に同じ。国津神を生み終はりて、諸司百官の神を生みあげ給ふ。

〔注〕

・天位ばかりにて諸侯なくてはあるべからず：【七丁裏・八丁表】に引き続き、伊弉諾・伊弉冉の〔国生み〕を踏まえ、本書では、伊弉諾・伊弉冉が〔国ならぬ国津神（諸侯）を「生み出し」たとする。すでに述べたように、本書では「生む」を「選挙」、すなわち「衆萌の中より有徳をあげ」ることとする。

・各是本紀に見ゆは淡路：『書紀』第四段正文で、伊弉諾・伊弉冉が「遵合」して生んだとする島は、「淡路州」「大日本豊秋津州」「伊豫」「筑紫」「隠岐州」「佐度州」「越州」「吉備子州」の八国。加えて、「潮沫」が「凝」て「対馬」「壹岐島」「所

所小嶋」が生成したと言う。本書は「越州」「吉備子州」を八州に含めず、「対馬」「壹岐」を含める。その理由は、本書が八州を「海を境とす」とするためである。『古史通』が、例えば「越州」について「畿内の地と相連りて別洲といふべからず」と指摘するように、「越洲」「吉備子洲」は他の「洲」と地続きであるため、一つの「洲」ではないと考えたと推定される。

・八州に八伯ある：「伯」は「首長」の意（『日本国語大辞典』だが、ここでは『礼記』上「王制第五」に記される「方伯」（諸侯の長）のことを指すと思われる。「王制第五」は中国古代の理想的政治制度を記した章（竹内照夫『礼記』上、明治書院、一九七二）。そのなかに「州コトニ有リ伯、八州ニ八伯」とあるのを踏まえたかと推定する。神代の統治を、中国古代のそれと同一視して解釈する。

・神代封疆：「封疆」は国境の意（『日本国語大辞典』）。

・其後国造と云、中頃は国司と云、今国主城主と云：「国造」は律令以前の地方官、「国司」は令制における地方官、国主・城主は大名のこと（『日本国語大辞典』）。

・伊豫は今の四国、筑紫は今の九州、大和嶋は今の五畿内の続き国をいふ也：『集解』に「按二秋津洲則チ今ノ大和ノ国四方中国之地、伊予ノ二名洲

八則チ今四国、筑紫洲八則チ今ノ九州」とあるのと同じ。

・此嶋八州に十五神なり…ここで言う「神」は、「伯」に従う諸侯(国津神)のことか。淡路、吉岐、対馬、佐渡、大和に加え、伊予の四国、筑紫の五国で十五国あり、一国につき一神(諸侯)が任じられたという意味と推測する。

・夏の製: 「夏」は、中国の古代王朝夏のこと。夏の時代、禹王が中国全域を九つ(九州)にわけたことが『書経』『貢禹』に記される。このように、本書では夏王朝の制度(夏制)や、禹王の功績を例示しつつ神代を説こうとする姿勢がしばしば見られる。

〔挿絵〕大八州を描く。鳥居は国津神を表すか(ただしその数は本文とは合致しない)。

【九丁裏・十丁表】



五穀の神を生、田畑を治めしむ。五行の神を生、五

物五典の官、四時の位に配す。此時、凡三十五神を生給ふ。皆其徳をもて官に立。時に伊弉冉尊、火神軻遇突智を生み給ふ。此神惡逆にして謀反を生し、なみの尊を焦きにせんとす。尊は密かに出雲の辺へ逃去給ふ。これを焦かれて神去ると云。なきの尊、怒りて十握の劔をもて火神を斬罪し、其領町をわけてその子山稜の神と雷の神とに給ふ。火神の血族八神有。其孫武甕槌の命は鹿嶋明神、経津主の命は香取明神にて、各武勇の将神也。これを劔の血をそきて、神となる云。なきの尊怪しみて出雲国へ行て見給ふに、なみの尊は恨み怒りて、八品の雷と云軍將八人八手にわけ、なきの尊を追はしむ。尊は十握の劔を後手に振りつゝ、様々奇計をめぐらし欺き逃げのび給ふ。又八雷神に千五百人の軍兵をそへて追はしむ。なきの尊は桃の実三つと云伏兵にて、ことごとく追ひ返し給ふ。三軍の將に名を給ひて、大神積の命と云。

〔注〕

・五穀の神：『書紀』第五段一書第二「火神軻遇突智」と「土神埴山姫」との間に「稚産靈」が生まれたという説を踏まえるか。「稚産靈」は、「臍中」に「五穀」が生じた神。

・五行の神：『書紀』第五段一書第二では、伊弉冉尊が「火神軻遇突智」、「土神埴山姫」、「水神罔象女」の三神を生み、また、同段一書第四では、この三神に加えて「金山彦」を生んだとする。この記述

について、『惟足抄』は、「此段五行相生ノコトヲ説タル所也」と解説する。

・五物五典の官：未詳。

・四時の位：四時は四季のこと。『惟足抄』では、前述の「五行相生」に関連して五行に「四時を」分配スることを述べ、「伊弉冉の御死去の事ヲ云イナガラ天人一致ノ理ヲ顯シメ、四季五行ノ理ヲ云イ天地運行シテ生々ノ理備ル所ヲトケリ」とする。本書でも『書紀』の当該箇所「五行、四時が説かれて」と考えた上で、それを官位と捉え直して提示する。

・火神軻遇突智：『書紀』第五段一書第二、第四、第六で、伊弉冉から生まれた神。伊弉冉はこの神を生んだ時に「焦(灼)」かれた。本書では「謀反」を起こしたとする。

・焦かれて神去る：『書紀』第五段一書第二「次ニ生火神軻遇突智。時ニ伊弉冉尊為ニ軻遇突智。所焦而終矣。」一書第三「伊弉冉尊生火産靈時ニ為レ子ノ所焦而神退矣。亦云ニ神避ト矣。」一書第五「伊弉冉尊。生火ノ神。時ニ被レ灼而神退去矣。」一書第六「至ニ於火神軻遇突智之生也。其母伊弉冉尊。見レ焦而化去」を踏まえたもの。カンサリの意味について、例えば忌部正通『神代口訣』（貞治五年へ一三二六）成、以下『口訣』では「神退」を「死去之謂」、「神避」を「逃之謂」と解説するが、本書では逃げる」と解釈する。

また、『書紀』では、カンサリした伊弉冉は「黄泉」へ行くのだが、本書では『古事記』に「所謂黄泉比良坂者。今謂出雲國之伊賦夜坂一也。」とあることなどを踏まえ、出雲国へ行つたとする。その子山稜の神と、雷の神：『書紀』第五段一書第七、伊弉諾が軻遇突智を「二段」に斬つたとき、「其一段ハ。是為一雷神ニト。一段ハ。是為二大山祇神ト。一段ハ。是為三高竈ト。」を踏まえる。『書紀』では、斬られた一段一段からそれぞれ神が生まれたとするが、本書では「子」とする。三神のうち、「高竈」を除いた理由は不明。

火神の血族、八神有：『書紀』一書第六・第七。第八では、伊弉諾に斬られた軻遇突智の血から神々が生まれたとする。本書ではこれらの神々を「血族」と解釈したと推測するが、八神が具体的にどの神を指すかは不明。

其孫武甕槌の命は鹿嶋明神、経津主の命は香取明神：『書紀』第五段一書第六では、軻遇突智の血から生まれた甕速日神を「武甕槌命之祖」、五百箇磐石を「経津主命之祖」とする。そこから本書では武甕槌、経津主を軻遇突智の「孫」とした。

鹿嶋明神は茨城県鹿嶋市にある鹿島神宮、香取明神は茨城県常総市にある香取神宮のこと。両神が両神宮の祭神であることは『先代旧事本紀』（延喜初年（九〇一）以前成）に記されている。

劍の血をそゞぎて神となる：『書紀』第五段一書

第六「復劍鐔垂血。激越為神ト」を踏まえる。血から神が生じたという意味だが、本書では火神の「血族」から神になる者が現れたとする。

八品の雷と云う軍将：『書紀』第五段一書第九、伊弉冉を追つて黄泉へ趣いた伊弉諾が、伊弉冉の姿を見たために「八色雷公」に追われるという説話を踏まえる。さらに本書ではこの「八色雷公」を八人の軍将と捉える。

又は雷神に千五百人の軍兵をそへて追はしむ：『古史通』に「其八雷神に千五百の黄泉軍副て追しめ、みづからも追来ります」とあるのを参照する。ここで「千五百」という数が出るのは、『書紀』第五段一書第六、「黄泉比良坂」において伊弉冉が「愛也吾夫君。言如此者。吾當縊。殺汝所治国民。日将千頭」と言つたのに対し、伊弉諾が「愛也吾妹。言如此者。吾ハ則當産。日将千五百頭」と答えたことに拠る。

桃の美三つ：『書紀』第五段一書第九に、伊弉諾が「八色雷公」に追われた際、道ばたの「大桃樹」の実を採つて投げたところ、雷たちが逃げ帰つたとある。一方、『古事記』では「桃子三箇」を投げて撃退する。本書ではこの桃の実を「三軍の将」と捉え、伊弉冉の「八色雷公」軍と、それを迎撃する伊弉諾の「桃の実三つ」軍の戦いと説く。

大神積の命：『古事記』で、桃の実に救われた伊弉諾（伊邪那岐）が、それに「意富加牟豆美命」

と名付けたことを踏まえる。
 〈挿絵〉「八品の雷」(右)と戦う伊弉諾(左)

【十丁裏】



なみの尊、自ら千五百の兵をひいて出、戦はんとす。
 なぎの尊、千引の岩と云千人の兵を平坂の坂口に立
 て、待、防ぎ給ふ。時に、なみの尊の玉はく、われは
 汝が国人千人の兵を今日のうちに殺さんと。なぎの
 尊答へ給ふは、吾はまた爾が国人千五百人を今日の
 うち生み助けんと也。其心は、和睦してしかるべし
 と也。此処は出雲の辺也。千引の軍將は道返大神と
 名を給へり。なみの尊はついに雲伯耆の堺比婆の
 山に葬る。養老の頃に至て、雲州熊野の有馬に葬給

ふと云。雲州佐陀の神社これなり。また紀州に祀り
 て熊野本宮太神といふ。

〔注〕

・千引の岩：『書紀』第五段一書第六では、伊弉冉に
 追われた伊弉諾が「泉津平坂」を「千人所引磐石」
 で塞いだとする。本書では、これを千人の兵と捉
 え、前述のように伊弉諾と伊弉冉がそれぞれ兵を
 率いて戦ったとする。

・黄泉平坂：『書紀』第五段一書第六で、伊弉諾が
 「絶妻之誓」（妻と絶縁）する場。「泉津平坂」と
 表記する。また、同段一書第十では「泉平坂」で
 二神が「相闘」とされる。

・吾は汝が国千人の兵を今日のうちに殺さん：『書
 紀』第五段一書第六、「泉津平坂」で伊弉諾と対
 峙した伊弉冉の言「愛也吾夫君。言如此者。吾
 當縊殺汝所治国民。日将千頭」を踏まえる。本
 書の「千人の兵」は、前述の通り、伊弉諾の「千
 引の岩」軍「千人」のこと。

・吾はまた爾が国人千五百人を今日のうち生み助け
 んと也：『書紀』第五段一書第六の伊弉諾の言
 「愛也吾妹。言如此者。吾則當産三日将千五百
 頭」を踏まえる。『古事記』に「是ヲ以テ一日ニ必
 千人死トモ、一日ニ必千五百人生ル也」とあるように、
 前述の伊弉冉とこの伊弉諾のやりとりは、人の生
 死と関連付けて解釈される。対して本書では、「千
 五百人」の兵を率いた伊弉冉と「千人の兵」を率

いる伊弉諾との争いとして捉える。「生み助ける」が具体的にどのような行為を指すかは不明だが、その後の本文に「其心は、和睦してしかるべしと也」とあることから、伊弉諾が、伊弉冉の兵と争わない意志を表明した言葉と解釈されているのだろう。

・此処は出雲の辺也…前述の通り、『古事記』では「黄津平坂」が出雲国にあるとする。

・道返の大神…『書紀』第五段一書第六で「泉津平坂」を塞いだ「磐石」の名(「道返大神」)。「泉門」フサカリマスネホサカミ「大神」とも。本書では「磐石」ではなく「軍将」と捉える。

・出雲伯耆の堺比婆山に葬る。養老の頃に至て、雲州熊野の有馬に葬給ふと云…『書紀』第五段一書第五では「神退去」した伊弉冉を「紀伊国熊野有馬村」に「葬」ったとする。一方『古事記』は「出雲ノ国ト與ニ伯伎ノ国ト堺ノ比波之山」に葬ったとする。この二つの異なる説を踏まえ、本書では、まず比婆山に葬られ、『書紀』が成立した「養老の頃」に有馬村へ改めて葬られたと解釈する。

・佐陀神社…島根県松江市にある佐太神社のこと。
・熊野本宮太神…『風葉集』では『延喜神祇式』を引用して伊弉冉が「出雲国意宇郡熊野坐神社」「紀伊国牟婁郡熊野坐早玉神社」「熊野坐神社」に祀られたと注する。

〈挿絵〉平坂で和睦する伊弉諾(左上)と伊弉冉

(右下)

【引用元一覧】*『真素民農鏡』を除く

- ・『絵本年代記』…東京大学文学部宗教学研究室本(国文研マイクログロ 357-0133-002)
- ・『牛馬問』…国文学研究資料館鶴飼文庫本(国文研マイクログロ 96-1022-1-47)
- ・『古事記』…高知県立高知城歴史博物館山内文庫(国文研マイクログロ 099-2035002) *元禄七年(一六九四)刊本
- ・『古史通』…『新井白石全集』第三卷(国書刊行会、一九七七)
- ・『書紀集解』…東京大学文学部宗教学研究室本(国文研マイクログロ 357-0043-004)
- ・『神書考説』…東京大学文学部宗教学研究室本(国文研マイクログロ 357-0038-004)
- ・『神代口訣』…国文学研究資料館本(ヤ222-1)
- ・『神代卷惟足抄』…東北大学附属図書館本(国文研マイクログロ THKK-20369)
- ・『神代卷直指詳解』…國學院大学図書館河野省三記念文庫本(国文研マイクログロ DIG-KOKG-00010)
- ・『神代卷白藪伝』…東京大学文学部宗教学研究室本(国文研マイクログロ 357-0045-003)
- ・『神代卷風葉集』…『山崎闇斎』上(日本図書センター、一九七九)
- ・『神道伝授』…『神道大系』論説編二〇(神道体系編纂会、一九八八)
- ・『神皇正統記』…国文学研究資料館本(ヤ2-137-1) *慶安二年

『前編 真素民農鏡』・『後編 真素民農鏡』 翻刻と注釈 (一)

(一六四九) 刊本

・『日本書紀』神代卷：愛媛大学鈴鹿文庫本（国文研マイクロ DIG-FMSK-00202） *寛政元年（一七八九）刊本

・『日本書紀纂疏』：国文学研究資料館鶴飼文庫本（96-686-1）

*刊年不明刊本

・『日本書紀通証』：国文学研究資料館本（ヤ2-22-1）

・『本朝年代記』：国文学研究資料館本（ヤ1-74-1~6）

・『礼記』：岩国徴古館本（国文研マイクロ 049-0186-002） *安

永八年（一七七九）刊本

・『烈子』（『烈子虜斎口義』）：江戸東京博物館本（国文研マイ

クロ DIG-EDOM-10422）

*適宜句読点を付し、振り仮名を省略した。

〈付記〉 画像の掲載をご許可いただいた東京都立中央図書館に

感謝申し上げます。